

群馬県立太田高等特別支援学校いじめ防止基本方針

群馬県立太田高等特別支援学校(以下、本校とする)は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

(1) いじめの定義

いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」(いじめ防止推進法第二条)とする。また本校生徒の実態を配慮して、『いじめには多様な様態があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めること。』[※]という点にとりわけ留意する。(※「いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議」より抜粋。)

(2) いじめに対する本校の基本姿勢

1- (1)におけるいじめの定義に基づくとともに、群馬県いじめ防止基本方針にある「めざす姿」の実現のために、いじめ防止のための基本姿勢として以下の4つの要件を定めることとする。

- ①学校の教育活動全般で生徒の人権意識や自己指導力を高め、「子供たちがおたがいを尊重し合い、安心して生活できる学校」作りを目指す。
- ②全教職員が「いじめはいつでもどこでもだれにでも起こりうる」との危機感を常に持ち、強い信念と毅然とした対応、粘り強い指導を通して「いじめを絶対に許さない学校」作りを目指す。
- ③本校のいじめ防止の取り組みを通して保護者との信頼関係を深め、「子供たちの悩みや相談を受け止められる家庭」作りを支援する。
- ④学校は子供たちが安心して生活することのできる地域を構成する一員であるとの自覚を持ち、いじめの未然防止や早期解決のために外部機関との情報交換や情報共有を積極的に行うことで「子供たちを温かく見守れる地域」作りに寄与する。

2 校内組織

「いじめ対策委員会」を設置するとともに校内各種会議や部会においていじめに係わる情報共有、共通理解を徹底することで、いじめの未然防止やいじめの早期発見、早期対応を組織的かつ実効的に行う。「いじめ対策委員会」は校長を委員長とし、教頭、事務長、生徒指導主事、教育相談係長、養護教諭、学年主任、担任、学校評議員代表によって構成される。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策

別表1(学校いじめ防止プログラム)及び別表2(学校いじめ対応マニュアル)のとおり、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に係る生徒への指導及び取り組みを行う。

4 教育委員会及び所轄警察署等との連携

- (1) 学校や群馬県教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に所轄警察に相談し、警察と連携して対処する。
- (2) いじめにより児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察署等に通報し支援を求めるとともに、速やかに県教育委員会に報告する。

5 保護者との連携

- (1) 連絡ノートや個別面談での情報交換、いじめのサイン発見シートの活用を通していじめや生徒の様子の変化を早期に把握できるように努める。
- (2) いじめが確認された場合は、速やかに保護者に事実関係及び指導方針等を説明し、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援やいじめを行った生徒の保護者に対する助言等を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者へ提供するとともに、学校と保護者との信頼関係に基づく協力体制によっていじめの解消を図る。

6 重大事態への対処

以下に掲げる事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合は、速やかに群馬県教育委員会に報告するとともに、群馬県教育委員会又は学校の下に組織を設け、公平・中立な調査等を行い、事実関係を明らかにするよう努める。

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる可能性、あるいは生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより児童生徒が相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(※相当の期間とは、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安に関わらず迅速に対処する。)

7 その他留意事項

- (1) ひとりひとりの職員がいじめ認知の難しさを十分に自覚し、生徒ひとりひとりの障害特性について情報交換を密にするとともに、学習支援会議等の機会に全職員が共通認識を持つよう心がける。当該の行為が障害特性に起因するのであっても、児童生徒や保護者の感じる被害性に着目して、いじめの認知を行う。
- (2) 特に配慮が必要な児童生徒については、保護者等との連携の下で児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。
- (3) SNSは生徒の健全育成の観点からその利用を禁止し、SNSに頼らない人間関係作りのための学習活動を推進していく。取組内容については定期的に点検し、改善に努める。
- (4) 個々のいじめ事案が、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの」に当たるか否かについては、いじめの態様や加害生徒の状況等によつて的確に判断することが必要であり、どのような行為が刑罰法規に該当するかについて、日頃より校内研修等によって教職員の理解を深めておく。
- (5) いじめが解消したか否かについては、以下の2つの要件をもって判断する。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上継続していること。
 - ② いじめを受けた児童生徒がいじめに係る行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

なお、いじめが解消するまでは学校は被害児童生徒を守り、安全安心を確保するとともに、いじめ解消の

判断は被害児童生徒本人や保護者との十分な面談をもって行う。いじめの解消が確認された後も、その後の

経過を慎重に観察し、関係生徒への指導を継続して行うものとする。

- (6) いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒(児童生徒)への指導及び取組について、保護者アンケートを実施したり達成状況を学校評価において評価したりして、改善を図る。

本校のいじめ防止のための取組について（保護者のみなさんへ）

太田高等特別支援学校 生徒指導部

本校では、生徒一人ひとりが「違い」を持つ存在であることに気づき、その違いを認め合い、お互いに相手を大切にしたり思いやったりすることで「自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということを理解できる」ような教育を目指しています。とりわけ「いじめの未然防止と早期対応」については、その詳細を「群馬県立太田高等特別支援学校いじめ防止基本方針」、「太田高等特別支援学校いじめ対応マニュアル」および「太田高等特別支援学校いじめ防止プログラム」としてまとめ、職員全員が力を合わせて取り組んでいるところであります。

学校において「いじめ」は「在籍する学校にいて一定の人的関係がある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定められています。苦痛の感じ方は一人ひとりその度合いが違うものですし、相手はいじめる気持ちや深い意味もなく口にしたりする言葉かけなどもあります。しかし、受け止めた生徒の気持ちを何よりも第一に考え、そのできごとをきっかけにより一層お互いに相手を理解し合い、大切にし合えるような指導を行っています。

いじめの未然防止や早期対応のためには、生徒一人ひとりのちょっとした変化を見落とさないようにすることが何よりも大切です。学校での様子は日々の連絡帳に記したり送迎時にお話ししたりすることで欠かさずお伝えしますので、ご家庭で気づいたことや気になることがありましたら、どんな小さなことでも担任や学校へ伝えていただきますようご理解とご協力をお願いします。また、夏休みや春休み前には「いじめのサイン発見シート」の配付なども行いますのでご活用ください。

なお、本校のいじめ防止のための取り組みについては、本校の web ページに載せてありますので、この機会にぜひご覧ください。いじめ防止の取組を通して、保護者のみなさんとの信頼関係を深め、「子供たちの悩み相談を受け止められる家庭」づくりを支援していきたいと考えています。家庭でのお子さんの生活に関してお困りのことがあればいつでもご相談ください。よろしくおねがいします。

太田高等特別支援学校いじめ防止プログラム

月	いじめ未然防止の取組 (児童生徒対象)	いじめ早期発見の取組 (児童生徒及び保護者対象)	学校いじめ防止委員会 (教職員の取組)	校内研修 (教職員の取組)
4 月	・ 対面式での名刺交換 ・ 自己紹介文、自己紹介カード作成を 通しての新しい人間関係づくり ・ 新入生オリエンテーション ・ 通学班集会 ・ あいさつ運動 (14～17 日) ・ いじめ防止運動(14～17 日) ・ 情報モラル講座 (22 日)	・ 家庭へのリーフレット配布 ・ 学年保護者会および個別面談 ・ 休み時間の校内巡視(通年)	・ 把握したいじめ事案への対応及び指導 ・ 支援を要する生徒への対応は、年間を通じて行う。 ・ 校内研修内容の検討	校内研修① 「学校いじめ防止基本方針、本プログラム、いじめ防止マニュアルの周知徹底およびいじめの認知に係る共通理解」
5 月	・ あいさつ運動 (19～22 日) ・ いじめ防止運動(19～22 日) ・ 地域交流活動 (22 日) ・ 3 年地域清掃奉仕活動①	・ 教育相談週間(11～15 日) ・ P T A 総会におけるいじめ防止基本方針、組織、取り組み等の説明 (15 日) ・ 教育相談係による面談	・ C o (コーディネーター) 便りの発行 ・ 教育相談週間におけるアンケート結果への対応	
6 月	・ あいさつ運動 (26～29 日) ・ いじめ防止運動(26～29 日)	・ 教育相談係による面談		
7 月	・ 1 年 H R 合宿 (2～3 日) ・ 市立太田高校との交流会 (2、3 年生) ・ あさひ特支との交流会 (専門園芸)	・ 学年保護者会および個別面談 ・ 「いじめ早期発見チェックリスト」配布① ・ 教育相談係による面談	・ C o (コーディネーター) 便りの発行 ・ 夏季休業前の全体指導	

	・大泉高校との交流会（専門園芸） ・夏休み事前指導①②			
8 月	・いじめ防止フォーラム参加			
9 月	・通学班集会	・教育相談週間(1～4 日) ・学年保護者会および個別面談 ・教育相談係による面談 ・保護者との面談週間（28～10 月 5 日）	・教育相談週間におけるアンケート結果への対応 ・C o（コーディネーター）便りの発行	
1 0 月	・あいさつ運動（6～9 日） ・いじめ防止運動（6～9 日） ・3 年地域清掃奉仕活動② ・大泉高校との交流会（1 年）	・教育相談係による面談	・「人権教育週間」における学習内容の検討	- 校内研修② 「人権教育について」
1 1 月	・いじめ防止フォーラム報告	・教育相談係による面談	・C o（コーディネーター）便りの発行	
1 2 月	・「人権教育週間」における人権学習・あいさつ運動（1～4 日） ・いじめ防止運動（1～4 日）	・教育相談係による面談 ・「いじめ早期発見チェックリスト」配布②	・冬季休業前の全体指導	

1 月	・通学班集体会	・教育相談係による面談	・C o（コーディネーター）便りの発行 ・いじめ防止等の取組の評価に係る調査の 内容検討	
2 月	・次年度のいじめ防止活動年間計画の策定	・いじめ防止等の取組状況に係る調査 ・学年保護者会および個別面談	・いじめ防止等の取組状況に係る調査結果 分析	
3 月	・あいさつ運動（5～8 日）	・教育相談係による面談 ・休み時間の校内巡視	・春季休業前の全体指導 ・今年度の活動の総括と次年度に向けた プログラムの見直し	

※上記取組のうち、「いじめ防止等の取組状況に係る調査（生徒向け及び保護者向け）」については、調査項目の一部について、その達成状況を学校評価の評価項目に含めることとする。

※学校いじめ防止プログラムについては、「いじめ防止等の取組状況に係る調査（生徒向け及び保護者向け）」結果等を踏まえ、年度末に総括を行い、次年度に向けた見直しを図ることとする。

1 共通認識事項

- ・ひとりひとりの職員がいじめ認知の難しさを十分に自覚し、当該の行為が障害特性に起因するものであっても、生徒や保護者の感じる被害性に着目して、いじめの認知を行う。いじめに関わる情報はただちに全職員が共有して共通認識を持つよう心がける。
- ・いじめへの対応は特定の職員のみで行わず、いじめ対策委員会を中心とした全職員の合意と協力の下、組織としてその解消に取り組む。
- ・いじめが確認された場合は速やかに保護者に事実関係及び指導方針等を説明し、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援を行うとともに、いじめを行った生徒の成長を支援する観点を持ちながら、保護者と連携して指導・支援にあたる。また、いじめに関わる情報は、継続的かつ適切に保護者へ提供するとともに、学校と保護者との信頼関係に基づく協力体制によっていじめの解消を図る。
- ・必要に応じて、群馬県教育委員会、専門アドバイザー及び関係機関等と連携して指導および支援に当たる。

2 いじめ又はいじめの兆候等を把握した際の対応（枠下の記載は留意事項）

① 教職員が、いじめ又はいじめの兆候を把握する。

- ・生徒の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢を持つ。
- ・連絡ノートや教育相談、個別面談等を通して生徒の様子の変化を早期に察知し、積極的にいじめやいじめの兆候等を把握するよう努める。

② 把握した教職員は、速やかに、学校いじめ対策委員会へ報告する。

- ・学級担任や学年主任間で情報共有を図り、管理職や生徒指導主事等へ速やかに報告する。

③ 学校いじめ対策委員会は、速やかに関係生徒への聞き取り等、事実関係を明らかにするための調査を行うとともに、関係生徒の保護者等へ連絡する。

・調査の結果いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合やいじめにより児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

・「いじめ防止対策推進法」第28条に規定する重大事態に該当する又は該当する疑いがある場合は、速やかに、群馬県教育委員会へ報告する。

④ 学校いじめ対策委員会は、調査結果に基づき、関係生徒等への指導・支援等に係る方針を決定する。

- ・生徒の特性等を十分に踏まえた適切な方針となるよう努める。
- ・必要に応じて、専門アドバイザーや医療機関等と連携して対応する。

⑤ 学校いじめ対策委員会は、関係生徒及びその保護者等へ、調査結果及び指導・支援等に係る方針を説明する。

・速やかに保護者に事実関係及び指導方針等を説明し、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の十分な納得と、いじめを行った児童生徒の保護者の理解を得るよう努める。

⑥ 学校いじめ対策委員会は、決定した方針に基づき、関係生徒への指導・支援を行う。

- ・いじめを受けた児童生徒への心のケアを最優先するとともに、いじめを行った生徒に対しては教育的配慮からその精神的な成長を促すような指導を行う。
- ・個々の生徒の特性を踏まえ、それぞれの保護者との連携の下で指導・支援を行う。

⑦ 学校いじめ対策委員会は、関係生徒の保護者等へ、適宜、指導・支援の状況や経過等について説明する。

・指導・支援に関わる情報は、継続的かつ適切に保護者へ提供するとともに、学校と保護者とが連携して指導支援にあたれるよう努める。

⑧ 学校いじめ対策委員会は、いじめに係る行為が止んでいる状態が3ヶ月以上継続し、かついじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない場合は、事案が解消されたものと判断する。

- ・いじめ解消の判断は、被害児童生徒本人やその保護者との十分な面談をもって行う。
- ・いじめの解消が確認された後も、その後の経過を注意深く見守り、関係生徒への指導・支援を継続して行うものとする。